

1 処分を受けた税理士

氏 名： 茂木 元晴

登録番号： 第114558号

2 処分の内容

令和3年1月8日から2年の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 信用失墜行為（自己脱税）

被処分者は、自己の相続税の申告に当たり、被相続人名義の預金口座から引き出した現金の一部及び被相続人名義の預金が、被相続人の財産であることを認識していながら、これを隠蔽し、相続財産に計上しないことによって、課税価格を圧縮して申告した。

(2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。